

令和4年第1回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

土木委員会

目 次

議第 4 3 号関係	土木	1
議第 4 4 号関係	土木	2
議第 5 1 号関係	土木	3
議第 5 2 号関係	土木	5
議第 5 3 号関係	土木	6
議第 5 5 号関係	土木	7

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1. 改正内容

(1) 都市計画法施行規則の一部改正に伴う手数料の新設 【都市政策課】

○改正趣旨

都市計画法施行規則の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定に基づき「畜舎建築利用計画」の認定を受ける場合に、当該計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を、都道府県知事に求めることができるようになった。

これに伴い、当該証明書の交付に係る手数料を設けるため、必要な改正を行うもの。

○改正内容

岐阜県土木関係手数料徴収条例における「都市計画法施行規則」に係る条文に、新たに事務を追加する。なお、手数料の額は、従前からある開発行為等に関する証明書の交付と類似の事務であるため、これと同額（350円）とする。

(2) 宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う手数料の新設 【建築指導課】

○改正趣旨

宅地造成等規制法施行規則の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定に基づき「畜舎建築利用計画」の認定を受ける場合に、当該計画が宅地造成等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を、都道府県知事に求めることができるようになった。

これに伴い、当該証明書の交付に係る手数料を設けるため、必要な改正を行うもの。

○改正内容

岐阜県土木関係手数料徴収条例における「宅地造成適合証明書交付手数料」の対象に当該事務を追加する。

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う

「宅地建物取引士資格試験手数料」の改正 【建築指導課】

○改正趣旨

宅地建物取引士資格試験の受験手数料は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により全国統一で定められており、今般、同政令が一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、条例改正を行うもの。

○改正の内容

宅地建物取引士資格試験手数料を 7,000円から 8,200円に改める。

2. 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

養老公園に新たなキャンプ場（※1）を整備するため、パークゴルフ場を廃止するとともに、有料公園施設及び駐車場の休業日を月曜日から火曜日に変更する。

※1：指定管理者が都市公園法に基づく許可を受けて設置管理する公園施設

2 改正理由

- ・養老公園の更なる活性化を図るため、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略（R3.3月策定）において、屋外活動の拠点機能充実の一環として、老朽化したパークゴルフ場及び養老キャンプセンター（※2）を、民間投資によりリノベーションする方針を定めた。

※2：養老町が都市公園法に基づく許可を受けて設置管理してきた公園施設

- ・この方針に基づき、次期指定管理者（R4.4.1～R14.3.31）の募集において、リノベーションの提案を求めたところ、イビデングリーンテック(株)から以下の提案があった。これを指定管理者制度等運用委員会に諮り、適当との評価を得、12月議会での議決を経て、同者を次期指定管理者に指定した。

①新たなキャンプ場の設置

（パークゴルフ場及び養老キャンプセンターを一体でリノベーション）

②公園の休業日の変更

（日曜日の宿泊利用者に対応するよう、休業日を月曜日から火曜日に変更）

3 施行日

令和4年7月1日



川上第2トンネル第2期工事の請負契約の変更について

工 事 名：公共 社会資本整備総合交付金事業 (仮称)川上第2トンネル第2期工事

工事場所：下呂市馬瀬川上 地内

工事概要：一般国道257号は第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、当該箇所では、災害時に有効に機能するネットワークの確保を目的にバイパス事業を進めている。

(仮称)川上第2トンネルは、幅員狭小及び線形不良箇所並びに落石危険箇所の解消による円滑な交通の確保を行うため、トンネル整備を行うものである。

工事内容：トンネル工事（トンネル全体延長1,215m）

施工延長 481m

道路幅員 6.0(7.0)m

内空断面積 48.40㎡

工 法 NATM

工 期：令和2年10月8日 から 令和7年3月19日限り（約53ヶ月）

契約の相手方：大日本・市川・金子特定建設工事共同企業体

当初契約額：2,244,000,000円（税込）

変更契約額：2,588,502,400円（税込）（344,502,400円増）

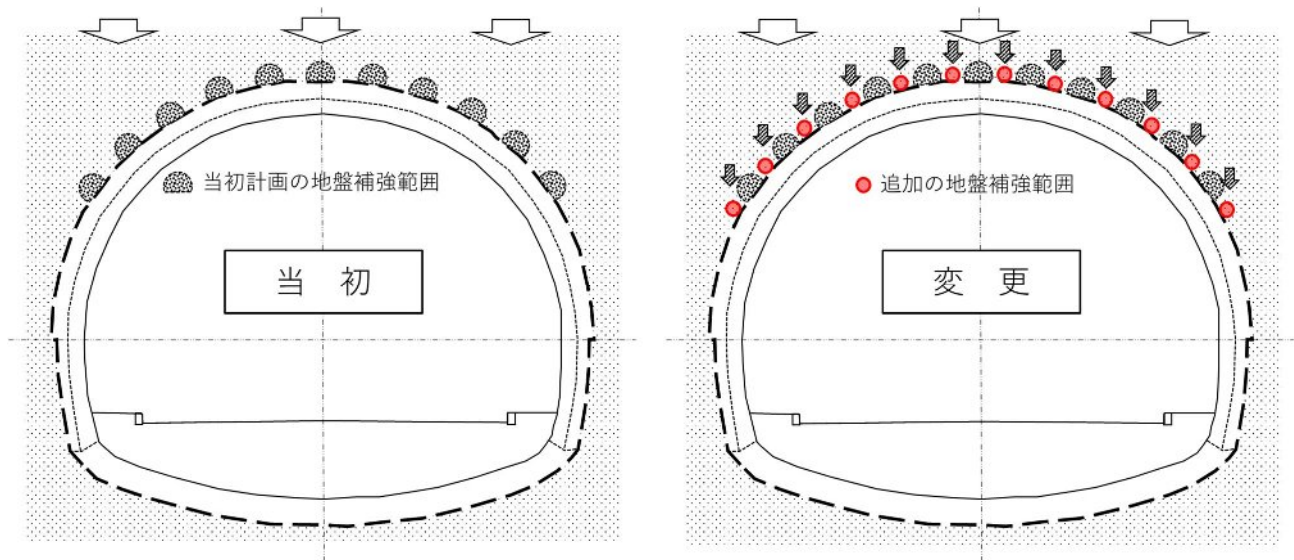
変更理由：トンネル掘削時の周辺地盤の補強等に伴い、契約金額を増額する。



概要図



標準横断図



本巣松陽高等学校新特別棟建築工事の請負契約の変更について

◎建築工事の請負変更契約を締結するもの

【変更理由】

労務単価等の運用に係る特例措置に基づき請負代金額を変更するもの

令和3年3月1日に労務単価等の改定が行われたため、令和3年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和3年2月末までの労務単価等を適用して予定価格を積算した工事が特例措置対象

[本工事の予定価格積算年月：令和2年9月、契約日：令和3年3月24日]

■本巣松陽高等学校新特別棟建築工事（当初議決：令和3年3月議第58号）

【契約の概要】

(1) 契約金額

現行契約金額 763,400,000円(税込)

変更後契約金額 768,837,300円(税込)
(5,437,300円増額)

(2) 契約の相手方

西濃・上村特定建設工事共同企業体
 構成員

・西濃建設株式会社（揖斐郡揖斐川町上ミ野128番地）

・上村建設株式会社（本巣市三橋1101番地）

(3) 工事の場所

本巣市仏生寺地内

(4) 工事の概要

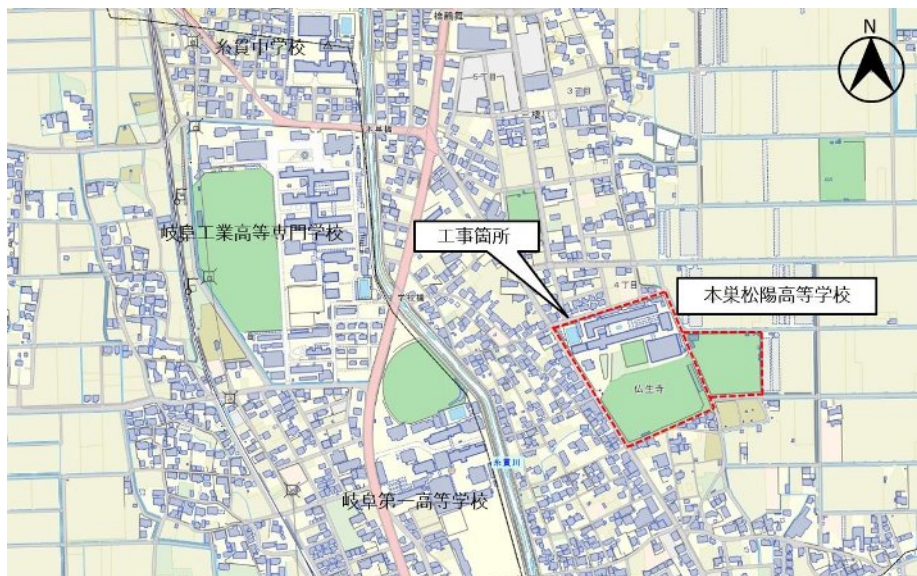
<新築>

・新特別棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 3,001.40 m²

・渡り廊下棟 鉄骨造 2階建 延べ面積 144.42 m²

(5) 工事の期間

令和4年6月10日まで



羽島高等学校南舎建築工事の請負契約の変更について

◎建築工事の請負変更契約を締結するもの

【変更理由】

1 労務単価等の運用に係る特例措置に基づき請負代金額を変更するもの

令和3年3月1日に労務単価等の改定が行われたため、令和3年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和3年2月末までの労務単価等を適用して予定価格を積算した工事が特例措置対象

[本工事の予定価格積算日：令和3年1月、契約日：令和3年7月8日]

2 設計変更により請負代金額を変更するもの

当初の想定より地盤が悪いため、地盤改良等を行うための工事費等の増

■羽島高等学校南舎建築工事（当初議決：令和3年7月議第85号）

【契約の概要】

(1) 契約金額

現行契約金額 1,021,900,000円（税込）

変更後契約金額 1,058,229,700円（税込）

(36,329,700円増額)

(2) 契約の相手方

市川・岐南・田中特定建設工事共同企業体
構成員

- ・株式会社市川工務店（岐阜市鹿島町6丁目27番地）
- ・岐南興業株式会社（岐阜市加納黒木町2丁目46番地）
- ・株式会社田中建設（羽島市福寿町間島7丁目9番地）

(3) 工事の場所

羽島市竹鼻町地内

(4) 工事の概要

<新築>

- ・南舎 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 3,085.02㎡
- ・渡り廊下1 鉄骨造 2階建 延べ面積 160.84㎡
- ・渡り廊下2 鉄骨造 2階建 延べ面積 38.61㎡

(5) 工事の期間

令和4年11月30日まで

※令和5年1月31日までに工期を延長する予定



中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間の変更について

1 議案の概要

中日本高速道路株式会社が中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間を変更すること等について、協議に応ずるもの。

2 協議内容

○料金の徴収期間を次のとおり変更する。（約11年4カ月の期間延長）

【変更前】 平成18年4月1日から平成49年12月 5日まで

【変更後】 平成18年4月1日から令和31年 3月30日まで

○割引制度を適用する期間における元号を平成から令和に改める。（割引期間に変更なし）

【変更前】 中日本高速道路株式会社が別途定める日から平成36年3月31日まで

【変更後】 中日本高速道路株式会社が別途定める日から令和 6年3月31日まで

3 料金の徴収期間を変更する理由

○安房トンネルの水抜坑の劣化が著しく、早急に修繕工事を行う必要が生じたことから、修繕工事費を確保するため、料金の徴収期間を延長したい旨、中日本高速道路株式会社から、道路管理者である岐阜県及び長野県に対して協議があったもの。

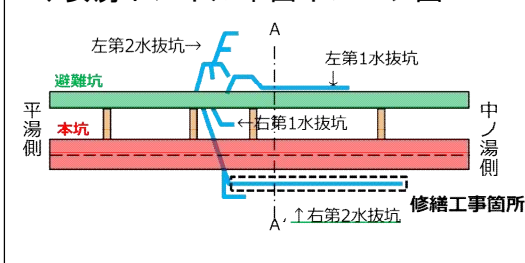
○今後の収入見込みから債務償還計算を行った結果、約11年4カ月の期間延長（債務額約35億円）が必要となったもの。

4 安房峠道路の概要と修繕工事の内容

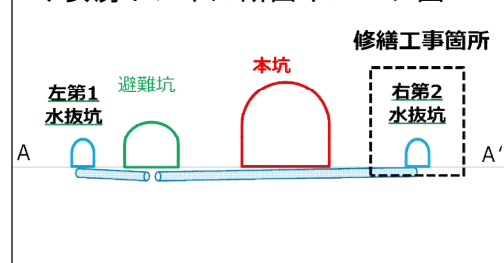
◆安房トンネル平面図（本坑・避難坑・水抜坑）



◆安房トンネル平面イメージ図




◆安房トンネル断面イメージ図




◆水抜坑の劣化状況と修繕工事の内容

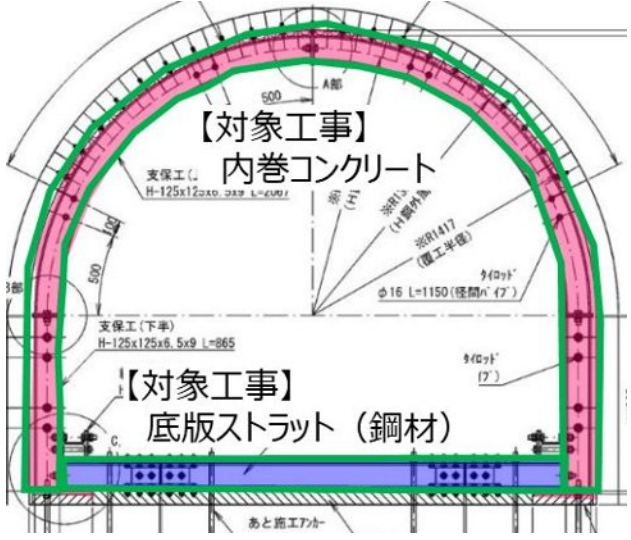
天井部の変状（覆工コンクリート）



床部の変状（底版コンクリート）



修繕工事の内容



<参考：法的根拠>

○道路管理者が協議に応じようとするときは、議会の議決が必要。

高速道路株式会社※は、有料道路の料金徴収期間を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受けなければならないが、当該有料道路が都道府県管理の一般国道である場合にあっては、あらかじめ、道路管理者と協議しなければならない。

また、道路管理者は、その協議に応じようとするときは、議会の議決を経なければならない。（道路整備特別措置法第3条第3項、第4項、第6項、第7項）

※高速道路株式会社(6社)：東日本、首都、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡をいう。